

自立支援金のご案内 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ (新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内)

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯※令和4年1月より②が追加

- ① 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/最終月の世帯
- ② 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯/最終月の世帯
(再貸付を申請中・利用中の場合を除く)
- ③ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ④ 総合支援資金の再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談を行ったものの支援決定を受けることができず、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

■ 世帯の収入と資産が以下の表の金額以下であること (宮崎市の場合)

	収入 (月額)	資産 (現金、預貯金)
単身世帯	110,500円	486,000円
2人世帯	158,000円	738,000円
3人世帯	195,300円	942,000円
4人世帯	232,300円	1,000,000円
5人世帯	270,300円	1,000,000円

※給与の場合は総支給額 (通勤手当のみ含まない) で判定されます。各種年金、手当等も収入に含みます

■ 今後の生活の自立に向けて、下記のA,Bどちらかの活動を行うこと

A ハローワーク又はその他公的な無料職業紹介窓口で求職の申し込みをし、
下記①～③を全て満たす求職活動を行うこと

※①～③の回数については、今後変更される可能性があります

※申請から支給終了までの3か月間、求職活動の報告が必要です

- ① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月1回以上、ハローワーク又は公的な無料職業紹介窓口で職業相談等を受ける
- ③ 月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

B 給付終了後の生活の維持が困難な場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

■ 月額の支給額 (右表)

■ 支給期間：3か月間

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

※住居確保給付金との併給が可能です

3 申請期限

※年末は混雑が予想されます。お早めに申請ください。

郵送：令和4年12月31日(土)まで (当日消印有効)

窓口：令和4年12月28日(水)まで